

出展規定

1、出展申込方法

出展申込書に必要事項を記入し、事務局宛てにメール、FAX、郵送にてお送りください。

2、出展申込期限

2025年5月30日（金）

3、出展の契約

事務局の出展申込受領をもって、出展契約が締結されたものとします。議事申請中に伴う仮申込中は暫定措置のため、契約は未締結となります。ただし、2025年4月1日（火）までに出展の可否について、ご連絡をいただけない場合は、自動的に本申込（契約締結）といたします。

4、出展料金の支払い方法

事務局が出展申込書を受領後、出展料金の請求書を送付します。請求書に記載している期日までに出展料金をお支払いいただけない場合は、出展お申し込みを取り消しとさせていただきます。なお、出展料金を含め、本展示会に関するすべての請求にかかる振込手数料は、出展者が負担するものとします。

5、出展申込の解約

出展申込書提出後（出展契約締結後）の解約は、原則として認められません。ただし、主催者がやむを得ないと認めた場合は、解約を了承します。出展申込者は書面にて運営事務局宛てに解約願を提出し、その解約願を主催者が受領した日を解約日と定め、下記要領に従って、解約料金を申し受けることとします。

出展申込書提出後（出展契約締結後）以降より、以下の設定となります。

*2025年5月30日までの解約 出展料の50%

*2025年5月31日以降の解約 出展料の100%

6、出展規定等の遵守

出展者は、主催者が定める出展規定や装飾規定、展示会運営方法(以下、規定等)を遵守し、他の出展者の妨げにならないように展示を行わなければならないこととします。

主催者は規定等を違反した出展者に対して、その是正と、場合により撤去を命じることができるものとします。また、出展者は会場施設に適用されるすべての消防および安全に関する法規・注意事項も遵守しなければなりません。

7、出展物の規制

出展者が出展申込書の出展内容欄に記載したこと、または、出展スペース内に設置された展示物等について、主催者が本展示会開催主旨に沿わないと判断した場合は、出展または展示をお断りすることがあります。尚、飲食物については、会場の規定により食品の安全確保のための公衆衛生の見地から、基本持ち込みを禁止いたします。ただし、個包装のお土産品等については、別途ご相談ください。

8、出展スペース位置の決定

出展スペース位置の割り当ては、出展申込の順番や小間数、展示内容を勘案したうえで、主催者にて決定することとします。

また、主催者は、展示効果向上や来場者動線等、円滑かつ安全な運営上必要と判断した場合は、出展スペース位置の変更をすることがあります。

9、出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

主催者の許可なしに、出展者が出展面積の一部あるいは全部を第三者に転貸、売買、譲渡、交換することはできません。弊社の許可を得ずに転貸、売買、譲渡、交換を行った際は、両者の出展が無効となる場合があります。

10、会期および搬入出期間

開催期間：2025年8月9日（土）・10日（日）09：30～17：30・予定

搬入期間：2025年8月8日（金）11：00～17：00・予定 ※残業可

搬出期間：2025年8月10日（日）17：30～20：00・予定

11、展示物の管理など

出展者は、搬入から会期、搬出の全期間中、責任をもって出展スペース内に常駐し、展示物の保護、維持管理や来場者への対応にあたるものとします。また、展示物が未到着の場合でも、出展者は出展料金を支払う義務を負うものとします。

12、自社小間以外での禁止行為

出展物や装飾は必ず自社小間のスペース内に収めてください。自社小間スペース以外での、カタログ・サンプルなどの配布、アンケート、呼込行為、デモンストレーション等の宣伝活動や、空箱・梱包資材等の放置も禁止します。それらの行為が認められた場合には、出展を取りやめいただく場合がございます。

13、損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理人の不注意、その他の理由により、展示会場設備または展示会建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。

14、展示会開催の変更・中止

14-1 天災・人災・疫病（新型コロナウイルスによる感染症など）・ストライキ・戦争・テロ等の不可抗力により展示会の開催が困難と判断された場合、主催者は展示会の延期・中止を決定します。その場合、出展料金は代償すべき経費を差し引いた上で、出展者に返却します。その他に生じた費用・損害等については、主催者は補償いたしかねます。

14-2 出展申込みは、変更された会期等について有効とします。

15、反社会的勢力の排除

15-1 出展者は、主催者に対し、自己、自己の役員、その代理もしくは媒介するものが、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者等の反社会的勢力ではないこと、また都道府県が定める暴力団排除条例を遵守することを確約するものとします。

15-2 出展者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- 1) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 2) 風説を流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- 3) 反社会的勢力に対して資金提供を行う行為等、その活動を助長する行為

16、個人情報の取り扱いについて

16-1 主催者は個人情報の保護に努めております。今回、出展者よりご提出頂く申込書および各種提出書類において記入いただきました個人情報は、本催しの出展に関する諸手続きおよび各種案内のために利用させていただきます。

16-2 出展者は、本展示会を通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いします。

16-3 主催者は出展者が、本展示会を通じて取得した個人情報について、苦情などの訴えを主張する者との間で紛争などが生じた場合、主催者はその際、一切の責任を負いません。